

夕ス+かる^{しゃ}

長期医療保険

1 変わらない保険料

ご契約時の保険料が満期日まで
変わりません。

※保障内容の変更等により保険料が
変更になる場合があります。

2 80歳まで保障

病気やケガによる入院を最長81歳の
満期日まで保障します。

※満期日は、満81歳の年単位の
契約当日の前日です。

3 短期入院もしっかり保障

連続2日以上の入院を
保障します。

※入院日数が2日・3日の場合でも、
4日分の給付金をお支払いします。

4 入院証明書費用の一部補助

所定の入院証明書(原本に限る)
を使用した場合、1入院期間につき
3,000円を限度にその実費
額をお支払いします。

加入口数	1口	5口	10口
病気入院 入院給付金のお支払い限度は、 1回の入院で60日分、 加入当初5年間で400日分です。	日額 1,000円	日額 5,000円	日額 10,000円
ケガ入院 入院給付金のお支払い限度は、 1回の入院で60日分、 加入当初5年間で400日分です。	日額 1,000円	日額 5,000円	日額 10,000円

※新規加入できる年齢は、
0歳から満65歳までの方となります。

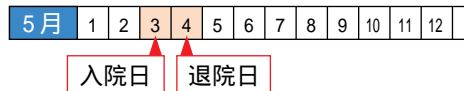
1口～10口の範囲内で加入口数を選択いただけます

例えば、46才
の方が、
10口加入の場合

月払
保険料

月々
4,900円
(10口×490円)

入院給付金
ケガで連続2日の入院を
してしまった・・・



入院給付金日額の
4日分をお支払い

10,000円 × 4日 = 40,000円

※10,000円×2日=20,000円ではなく⇒2日でも4日分

健康状態についての質問事項

1. 申込日現在、病気やケガのため入院または休業(休養)していますか。
2. 申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、入院または休業(休養)や手術をすすめられていますか。
3. 申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して7日以上入院または休業(休養)をしたことがありますか。
4. 申込日以前の2年間に、次の病気で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。
 - ①悪性新生物 ②糖尿病 ③統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 ④白内障 ⑤高血圧性疾患(高血圧、高血圧性心腎疾患など) ⑥虚血性心疾患(狭心症、急性心筋梗塞など) ⑦脳血管疾患(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞など)

【月払保険料】 1口あたり 入院保障日額1,000円

0～9歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	10～19歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	20～29歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	30～39歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	40～49歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	50～59歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)	60～65歳	契約年齢(歳)	月払保険料(円)
	0	209		10	240		20	290		30	348		40	425		50	541		60	705
	1	212		11	244		21	296		31	354		41	435		51	556		61	727
	2	214		12	249		22	302		32	361		42	444		52	570		62	747
	3	217		13	254		23	307		33	368		43	455		53	585		63	769
	4	220		14	259		24	313		34	375		44	466		54	600		64	794
	5	223		15	264		25	319		35	383		45	477		55	618		65	821
	6	227		16	269		26	325		36	391		46	490		56	636			
	7	230		17	274		27	331		37	399		47	501		57	651			
	8	233		18	279		28	336		38	407		48	514		58	668			
	9	237		19	285		29	342		39	416		49	527		59	686			

契約年齢は、契約日(保障を開始する日)における加入者(被保険者)の満年齢です。

お申込みをされる皆様へ

別紙の「ご契約の手引き(契約概要・注意喚起情報)」では、ご契約についての大切な事柄をご説明しておりますので、必ずお読みください。

記載事項の例 ●給付金をお支払いする場合 ●給付金をお支払いできない場合
●ケーリングオフについて ●契約の解約・無効等について ●加入手続きについて

保険契約者の範囲

保険契約の契約日において、岩手県内に就業または居住し、年齢が満15歳以上の方です。保険契約者は、給付金の受取人となります。

加入できる方(被保険者となる方)

次のいずれにも該当する方が、「タスカるじゃ」の被保険者となることができます。

- 契約日において、満65歳以下の方
- 契約日において、次のいずれかに該当する方
 - ア. 保険契約者
 - イ. 保険契約者の配偶者(内縁関係にある者を含む)
 - ウ. 保険契約者と生計を一にする保険契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - エ. 保険契約者と生計を一にする保険契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 契約日において、健康告知に該当しない方
- 申込みの日から契約日の前日までの間に健康告知に該当することとなった場合は、契約はお引受けできません。

保険期間と契約の終了

1. 保険期間は契約日から満81歳の年単位の契約当日の前日までの期間となります。
2. 加入者が死亡したときは、契約は終了します。
3. 契約者は、いつでも契約を解除できます。
契約を解約した場合には、解約返戻金をお支払いします。
加入時年齢や経過年数によっては、解約返戻金がない場合があります。

契約の開始

1. 共済会が保険契約の申込を承諾した場合は、第1回保険料相当額の払込日の翌月1日から保障を開始します。
保険料は、毎月26日に指定口座から振替となります。

ご契約のお引受けについて

1. お申込みにあたっては、医師による診断書は必要ありません。申込書にご健康状態をご記入いただくだけです。
2. お申込みをいただいた場合であっても、契約をお引受けできない場合があります。

給付金をお支払いできない場合

(基本入院給付金を支払わない場合)

1. 被保険者が次のいずれかにより基本入院給付金の支払理由に該当したときは、基本入院給付金を支払いません。
 - (1) 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - (2) 被保険者または保険契約者の犯罪行為
 - (3) 被保険者の自殺行為または私闘
 - (4) 被保険者の精神作用物質依存症候群、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害、知的障害を原因とするもの
 - (5) 契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常(発育の異常、発育不全を含む)を原因とするもの
 - (6) 検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
 - (7) 被保険者の精神作用物質の使用、統合失調症、統合失調症型障害、人格障害を原因とする事故
 - (8) 被保険者の泥酔を原因とする事故
 - (9) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
 - (10) 被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
 - (11) 原因の如何を問わず、頸部症候群(むちうち症、頸椎捻挫など)または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
2. 次のいずれかの職業に従事する者が、その職業の就業中に発生した保険事故については給付金を支払いません。
 - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
 - (2) 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
 - (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事する者

ハピネス共済会

一般財団法人 ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイブ

TEL.019-652-3195(代)・FAX.019-654-7262

http://www.happiness.or.jp

0120-413816